

体育施設利用者 各位

体育センター長
本間 三和子

コロナ禍における課外活動等に伴う体育施設使用時の遵守事項 (コロナ感染予防対策)

体育施設において、学生および教職員等が安全で安心して使用するための最低限必要とされる事項を下記に示しますので、施設使用者は、ここに記されている事項を遵守願います。

なお、遵守しなかった場合は、使用許可を取り消す場合がありますので、ご承知おきください。

記

- 1) 体育センターに「体育施設使用願」、「体育施設使用者名簿（任意様式可）」を提出する。
なお、新たに活動を再開する学生団体にあつては、学生生活課に届出した「団体活動開始届」の写しも提出してください。
また、使用施設の予約状況を事前に確認し必要がある場合は、他団体との情報共有にて日程調整を十分に図ったうえで申請してください。
- 2) 本学の学生団体が参加する大会及び合同練習等により本学体育施設を使用する場合は、本学のガイドラインに準じた感染対策を行うこと、学連主催の大会におけるコロナ対策を踏まえ独自の感染対策を講じることを条件とし、体育センター長決裁にて許可となります。
つについては、遅くとも実施日1週間前に体育センターへ相談に来てください。
なお、これまで学外者に対しPCR検査または抗原検査の実施を求めておりましたが、7月1日付け学生担当副学長通知の緩和措置に基づき、推奨することとなりましたので、感染状況を踏まえ適宜ご対応願います。
- 3) 屋内施設の使用にあつては、原則、裏面の使用定員を超えないこと。
- 4) 団体活動においては、顧問教員の指導・助言、学生代表責任者の管理の下、学生団体が責任をもって感染予防対策を確実に実行してください。
- 5) 本学から随時通知されるコロナ禍におけるガイドラインや自粛要請について、常に最新の情報を取得し対応をしてください。なお、自粛等により許可を受けた施設を使用しなくなった場合は、その旨を、体育センターに必ずお知らせください。
- 6) 体育施設使用に伴う遵守行動
 - ① 3密を避け、適切なソーシャルディスタンスを保つこと。
 - ② 使用者が消毒液等を用意し、用具及び設備の消毒を行うこと。
 - ③ 屋内施設では競技に配慮しながら出来る限り換気を行うこと。
 - ④ 屋内施設の出入口に設置している消毒液（体育センターによる常設）により、必ず手指を消毒し入退室すること。
 - ⑤ 更衣室でも上記①を遵守し会話はせず短時間で着替えること。

⑥シャワー室（個室）では、使用前後に個室を流水すること。

なお、浴室（浴槽）でも上記①を遵守し洗い場は1つおきに使用すること。

⑦マスクを着用すること。ただし、体調を考慮し、状況により脱着を可とする。

⑧適宜、手洗いやうがいをする。

また、屋内施設において、運動に必要な水分補給は可とするが、その他の飲食は禁止とする。

⑨使用者については必ず記録しておくこと（感染経路、濃厚接触者の特定に重要）。

⑩体調不良者が出た場合は、責任者から顧問教員、体育センターを含む関係部署へ報告をすること。

《コロナ禍における課外活動時の屋内体育施設使用定員（2022/6/13～）》

建物名称	施設名称	面積 (㎡)	既存の 座席数	使用 定員	備考
中央体育館	バスケットボール場	1,476		246	
	ダンス場 1	422		70	
	ダンス場 2	222		37	
	体操場	524		87	
	体操競技場	1,018		169	
	実習室		42	21	
	会議室		60	30	
武道館	相撲場	168		28	
	古武道場	233		38	
	第1多目的道場	410		68	
	第2多目的道場	332		55	
	剣道場	759		126	
	柔道場	672		112	
	会議室		54	27	
プール	屋内プール	1,488		248	
	流水プール	105		17	
弓道場	射場	102		17	
球技体育館	第1体育室	910		151	
	第2体育室	910		151	
クラブハウス	ラウンジ	143		23	
	研修室	106		17	
第1体育館	体育室	1,345		224	
第2体育館	体育室	1,056		176	
第3体育館	体育室	1,058		176	
第4体育館	体育室	871		145	
春日弓道場	射場	65		10	

※使用定員は、一人当たり6㎡にて面積に照らし合わせ算出しています。

※会議室等で座席がある施設は、既存座席数の50%にて算出しています。

※他の屋内体育施設の使用開始時期は、今後の状況により追ってお知らせします。

本件に関するお問い合わせ先

体育センター事務室 029-853-2870

平日 9:00~17:00